

令和8年度地域づくり活性化事業費助成金募集のお知らせ

1 目的

みやぎ地域づくり団体協議会気仙沼・本吉支部会員が取り組む事業で、広く地域住民が参加でき、その成果が地域住民に還元される自主的で公益的な事業に支援を行います。

2 募集団体対象

みやぎ地域づくり団体協議会気仙沼・本吉支部会員

3 募集する事業内容

交付要綱第2条に定められた下記の地域づくりの推進に資する事業とします。

- (1) 産業・ものづくりの振興に関する事業
- (2) 観光振興に関する事業
- (3) 健康・福祉の推進、子どもの健全育成推進に関する事業
- (4) 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- (5) 景観美化、環境保全に関する事業
- (6) 地域の安全・安心の推進や交流促進に関する事業
- (7) その他、地域づくりの推進に資すると認められる事業

4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了する事業
(実施済みの事業も対象とします。)

5 助成経費等

(1) 助成金額

助成金の額は、1団体2万円までとします。

(2) 対象経費

助成の対象となる経費は、事業を実施するために必要とする経費とします。ただし、会員の飲食に要する経費は対象としません。

6 応募方法

(1) 提出書類

様式第1号に必要事項を記入の上、その他、支部長が必要と認める書類を添付してください。

(2) 申請書(様式第1号)提出期日

令和8年9月28日(月)

- 7 採択団体件数
1 団体とします。

8 採択方法

応募のあった事業については、交付要綱第7条に基づき、事務局による審査を経て、助成事業と助成金の交付額を決定します。なお、応募内容について、必要に応じ、事務局から応募者に対し問い合わせを行う場合があります。

9 審査基準

審査のポイントは以下のとおりです。

- ① 地域の持続的な発展に資すると認められるか
- ② 実施内容を鑑みて実施体制は妥当か
- ③ 過去3カ年に助成対象になっていない団体を優先する

10 実績報告書

交付対象団体は、事業完了後、交付要綱第9条に定める実績報告書と交付要綱第10条に定める添付書類を作成し、助成事業の完了から一月を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに下記まで提出してください。なお、本事業の実施期間中又は事業完了後に事業の遂行状況等の調査を行います。

11 事業計画書等の提出先及び問い合わせ先

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6
みやぎ地域づくり団体協議会気仙沼・本吉支部
(宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部商工・振興班)
電話 0226-24-2593 FAX 0226-24-8995

12 過去の助成金採択状況（参考）

年度	R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度
助成金申請件数	1 件	1 件	3 件	2 件
採択件数	1 件	1 件	3 件	2 件
助成内容	・気仙沼市民憲章推進協議会	・気仙沼市民憲章推進協議会	・メ・ケ・アロハ ・気仙沼市民憲章推進協議会 ・一般社団法人 Nr. 12	・メ・ケ・アロハ ・大川桜並木を保全する会